

学内ガバナンスと理事長・学長の職務・権限について

1. 理事長・学長の職務・権限

- 「理事長は、地方独立行政法人を代表し、その業務を総理する。」（地方独立行政法人法第 13 条第 1 項）
- 「公立大学法人の理事長は、当該公立大学法人が設置する大学の学長となるものとする。ただし、定款で定めるところにより、・・・大学の全部又は一部について、学長を理事長と別に任命するものとするができる。」（地方独立行政法人法第 71 条第 1 項）
- 「学長は、①校務をつかさどり、②所属職員を統督する。」（学校教育法第 92 条第 3 項）
 - ①校務に関する最終決定権
 - ②教職員への指揮命令権

} 包括的な最終責任者としての職務と権限を有する
- 具体には定款、学内規程等で規定

2. 学校教育法の一部改正（平成27年4月1日施行）について

- 学長のリーダーシップの下で、戦略的に大学運営できるガバナンス体制の構築
 - 学長の補佐体制を強化するため副学長の権限を強化
 - ・学長指示の範囲内で、自らの権限で校務を処理することを可能にした
 - 教授会の役割を明確化
 - ・教育研究に関する事項についての審議機関
 - ・決定権者である学長等に対して意見を述べる関係

3. 大学運営に対するチェック

- 学長選考会議や理事会、経営委員会及び監事等が恒常的に確認

公立大学法人島根県立大学

(1) 法人役員

役職名	氏名	兼職名
理事長	清原 正義	島根県立大学長 島根県立短期大学部学長
副理事長	小池 律雄	
理事(学外)	荒木 恭司	島根電工株式会社代表取締役社長
理事(学外)	岩谷 百合雄	株式会社 岩多屋 取締役会長
理事(学外)	平下 洋子	株式会社 三維 取締役会長
理事	江口 伸吾	副学長(浜田キャンパス担当)
理事	山下 一也	副学長(出雲キャンパス担当)
理事	岸本 強	副学長(松江キャンパス担当)

(2) 監事

役職名	氏名	現職
監事	吉本 晃司	日本海信用金庫 理事長
	丸山 創	弁護士(島根県弁護士会)

(3) 経営委員会

役職名	氏名	現職
経営委員 (外部委員)	久保田 章市	浜田市長
	室崎 富恵	社会福祉法人いわみ福祉会理事長
	山根 常正	株式会社山陰中央新報社取締役会長
	永瀬 嘉之	島根県公立高等学校長協会(松江東高等学校校長)
経営委員 (法人役員) 【再掲】	清原 正義	理事長・学長
	小池 律雄	副理事長
	荒木 恭司	理事(島根電工株式会社代表取締役社長)
	岩谷 百合雄	株式会社 岩多屋 取締役会長
	平下 洋子	株式会社 三維 取締役会長
	江口 伸吾	理事・副学長(浜田キャンパス担当)
	山下 一也	理事・副学長(出雲キャンパス担当)
経営委員 (法人職員)	岸本 強	理事・副学長(松江キャンパス担当)
	赤坂 一念	島根県立大学 教授